

○追手門学院大学経営学部規程

1995年2月13日

制定

(総則)

第1条 この規程は、追手門学院大学学則（以下「学則」という。）に基づいて、追手門学院大学経営学部において必要な事項を定める。

(学部・学科の目的)

第2条 経営学部に、経営学科を置く。

2 経営学部では、経営及び関連領域に関する知識の獲得と実践的な経験を通して、企業などの組織に関するさまざまな活動に応用できる能力を身につけた社会的責任感のある人材を養成する。

(定員)

第3条 本学部に置く学科の学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	編入学定員	収容定員
経営学科	443名	7名	1,786名
計	443名	7名	1,786名

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年は、春学期と秋学期の2学期に分け、期間については別に定める。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学院創立記念日（5月29日）
- (4) 本学が定めた夏期、冬期及び春期休業日

2 前項第4号の休業期間は、本学学年暦による。

3 学長は、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(授業科目及び履修方法)

第6条 授業科目は、基盤教育科目、学科科目及び資格取得に関する科目に分ける。

2 基盤教育科目は、ファウンデーション科目群、リベラルアーツ・サイエンス科目群、主体的学び科目群に区分する。

第7条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 自由科目は、必修科目及び選択科目（選択必修科目、選択科目）以外の科目であり、卒業に必要な単位とはならない科目である。

第8条 授業科目は、学部の定める履修方法に従って、所定の単位を修得しなければならない。なお、経営学科における所定の単位数は次のとおりとする。

学科	授業科目	単位数
経営学科	基盤教育科目	28単位以上
	学科科目	78単位以上

2 経営学科における学科科目及び単位数は、別表Iのとおりとする。

第9条 経営学科における授業科目の履修については、次のとおりとする。

経営学科

授業科目	履修区分	分野		卒業に必要な単位数			
学科科目	選択	主体的研究科目群	演習科目		78単位以上	124単位以上	
	必修		12単位				
	選択		選択科目				
	必修	学部共通	必修科目		8単位		
	選択必修	科目群	学部共通科目	8単位以上		58単位以上	
			専門科目群	経営・マーケティング専攻科目	自専攻から18単位以上		
				(経営学関連・マーケティング関連・会計学関連)			
			法務専攻科目				
			ビジネス心理専攻科目				
			情報システム専攻科目				
基盤教育科目	選択	ファウン	初年次科目			28単位	
	必修	デーショ	外国言語科	英語	「総合英語1・2」、 「Online English Seminar1・2」は 必修とする	6単位以上	

選択			ドイツ語	
			フランス語	
			中国語	
			体育科目	
選択必修	リベラル アーツ・ サイエン ス科目群	リベラル	リベラルアーツ・サイエンス系科目	8単位以上
		サイエン	人文学系科目	
		ス科目群	社会科学系科目	
			自然科学系科目	
選択	主体的学 び科目群		キャリア形成系科目	
			キャリア展開系科目	
			別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は最大4単位まで卒業に必要な単位として認める	
			大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単位は最大4単位まで卒業に必要な単位として認める	

ただし、外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者については、次のとおりとする。

授業科目	履修区分	分野		卒業に必要な単位数		
学科科目	選択	主体的研究科目群	演習科目		78単位以上	124単位以上
	必修			12単位		
	選択		選択科目			
	必修	学部共通	必修科目	8単位		
	選択必修	科目群	学部共通科目	8単位以上	58単位以上	
		専門科目群	経営・マーケティング専攻科目 (経営学関連・マーケティング関連・会計学関連)	自専攻から18単位以上		
			法務専攻科目			
		ビジネス心理専攻科目				

			情報システム専攻科目			
基盤教育科目	選択	ファウン	初年次科目			28単 位以 上
	選択必修	デーショ ン科目群	外国言語科 目	日本語	4単位以上	
				英語		
				ドイツ語		
				フランス語		
	選択			中国語		
			体育科目			
	選択必修	リベラル アーツ・ サイエン ス科目群	リベラルアーツ・サイエンス系科目	8単位以上		
			人文学系科目			
			社会科学系科目			
自然科学系科目						
選択必修	主体的学び科目群	キャリア形成系科目	「日本事情1・2」は必修とする	4単位		
選択		キャリア展開系科目	別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は最大4単位まで卒業に必要な単位として認める			
			大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単位は最大4単位まで卒業に必要な単位として認める			

第10条 経営学科の卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

学科	単位数
経営学科	124単位

第11条 第2年次及び第3年次において履修すべき授業科目の単位を修得しない者に関しては、別に定める。

(教職課程)

第12条 卒業後中学校又は高等学校の教員の免許状を得ようとする者のために教職課程を置く。

2 教職課程の履修方法は、別に定める。

(学芸員及び社会教育主事の資格取得)

第13条 卒業後学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者のために、これに必要な科目を設ける。

2 学芸員及び社会教育主事資格取得のための履修方法は、別に定める。

(単位及び授業の方法)

第14条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目には45時間の学修を要することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業科目による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して定められた時間の授業をもって1単位とする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室以外の場所(外国を含む)において履修させることができる。

4 前項の規定により修得した単位数は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に要する単位に算入することができる。

5 第3項の規定により実施する授業科目については、学期ごとに別に定める。

6 本学部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第2項に規定する授業の一部を、校舎及び付属施設以外の場所(外国を含む)で行うことができる。

(各授業科目の授業期間)

第15条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。

ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場

合は、この限りでない。

第16条 その年度に開講する授業科目は、毎学年始めに発表する。

(履修の制限)

第17条 各学期において履修できる単位数の制限は、別に定める。

(履修の届出)

第18条 学生は、各学期の始めに設けられた所定の期間に、当該学期に履修を希望する科目を届け出なければならない。

2 履修登録手続きをしない者は、当該科目の授業及び試験を受けることができない。

(科目修了の認定)

第19条 科目修了の認定は、試験によるほか、平素の成績を総合的に評価して行う。

2 成績評点は、100点満点とし、60点以上を合格とする。

3 合格を得た科目に対して所定の単位を与える。

第20条 原則として各科目とも出席すべき授業時数の3分の1以上欠席した者は、科目修了の認定を受けることができない。

第21条 科目修了の認定を得た科目は、再度履修することができない。

(卒業及び学位)

第22条 本大学に4年以上在学し、所定の課程を修めた者をもって、卒業したものとする。

2 本大学を卒業した者には、次のとおり学位を授与する。

経営学部

経営学科 学士(経営学)

(入学)

第23条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

第24条 入学志願者に対して、検定を行い選抜する。検定の方法は、別に定める。

2 入学は、学部会議の意見を聴き学長が決定する。

第25条 所定の期日までに定められた入学手続を履行しない者は、入学の許可を取り消す。

(編入学及び他大学からの転学)

第26条 本大学の第3年次へ編入学又は他の大学からの転学は、選考の上、これを許可することができる。

2 選考の方法は、別に定める。

第27条 前条により編入学又は転学を許可された者の修業年限は2年とし、在学年限は4

年を超えることができない。

(転学部及び転学科)

第28条 本大学の他学部への転学部及び他学科への転学科は、欠員がある場合に限り、選考の上、第2年次又は第3年次の始めにおいて許可することがある。

(休学)

第29条 病気その他やむを得ない理由で修学できない場合は、保証人連署の上、休学願を学部長に提出し、その許可を得てその学期又はその年度を休学することができる。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学の期間は、引き続き2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。
- 4 休学の期間は、在学年数に算入しない。

第30条 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願を学部長に提出し、その承認を得なければならない。

第31条 休学中は、授業料その他の学費を減免する。

- 2 前項により減免する授業料その他の学費及びその額は、別にこれを定める。

(退学)

第32条 退学しようとする者は、その事由を具して保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第33条 前条により退学した者又は除籍された者が再入学を願い出たときは、退学又は除籍後2年以内に限り、選考の上、許可することがある。ただし、学則第66条第1号の規定により除籍された者は、再入学を許可しない。

(他大学への入学及び転学)

第34条 他の大学へ入学又は転学を志望するときは、学長の許可を受けなければならない。

(委託生)

第35条 学校、官庁その他の公共団体から特定の授業科目を指定して修学を委託されたときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第36条 本大学の学生以外の者で、特定の授業科目を指定して履修を願い出る者がいるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第37条 本大学の学生以外の者で、特定の授業科目を指定して聴講を願い出る者がいると

きは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(研究生)

第38条 本学部において研究を希望する者がいるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(外国人特別学生)

第39条 外国人で、学則第29条に定める資格を有する者が、学則第30条によらないで本邦所在の外国公館の推薦により出願するときは、選考の上、外国人特別学生として入学を許可することがある。

第40条 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生に関する規則は、学則及びこの規程に定めるもののほか、別に定める。

(入学金及び授業料等)

第41条 本大学に入学を許可された者は、入学金及び所定の学費を納付しなければならない。

第42条 学生は、授業料その他所定の学費を納付しなければならない。

第43条 委託生は研修指導費、科目等履修生は履修料、聴講生は聴講料、研究生は研究指導費を納付しなければならない。

第44条 入学金、授業料、実験実習費、研修指導費、履修料、聴講料、研究指導費の金額及び徴収については、別にこれを定める。

第45条 既納の入学金、授業料、その他の学費、研修指導費、履修料、聴講料、審査料及び研究指導費は、いかなる事情があっても返付しない。

第46条 前条の規定にかかわらず、本大学に入学を許可された者が指定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により入学金を除く授業料その他の学費を返付する。

(委員会)

第47条 本学部に必要な応じ各種委員会を置く。

2 各種委員会に関する規程は、別に定める。

(賞罰)

第48条 学生で特に他の学生の模範とすべき行為のあったときは、表彰することがある。

第49条 学生で本大学の規則若しくは命令に違背し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その軽重に従ってこれを懲戒する。懲戒処分の手続については別に定める。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第50条 学生で学力劣等にして成業の見込みがないと認められる者又は正当の理由がなく出席が常でない者は、学部会議の議を経て、これを退学させる。

(除籍)

第51条 学生で次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 在学8年を超える者
- (2) 休学期間が通算3年を超える者
- (3) 疾病その他の事故により成業の見込みがないと認められる者
- (4) 授業料その他学費を督促しても納付しない者

(その他)

第52条 学則及びこの規程に定めのない事項については、学部会議がこれを定める。

附 則

この規程は、1995年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず1995年度から1998年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	
	1995年度	1996年度～1998年度
経営学科	350名	300名

附 則

この規程は、1996年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず1996年度から1999年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	
	1996年度～1998年度	1999年度
経営学科	350名	300名

附 則

この規程は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1999年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず1999年度の入学定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員
	1999年度

経営学科	230名
国際経営学科	160名

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず2000年度から2003年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員			
	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
経営学科	224名	218名	212名	206名
国際経営学科	156名	152名	148名	144名

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年1月9日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

別表I 経営学部経営学科開講科目表

履修区分	分野	授業科目	単位数			配当年次				教職※	備考	
			必修	選択	選択	1	2	3	4			
選択	主体的 研究科 目群	演習科目	入門演習1		2	○						必修12単位
			入門演習2		2	○						
基礎演習1		2				○	○	○				
基礎演習2		2				○	○	○				
発展演習1		2						○	○			
発展演習2		2						○	○			
卒業演習1		2							○			
卒業演習2		2							○			
選択	選択科目	国際コミュニケーション論		4			○	○	○		大学が認めた留学生専用科目	
		国際事情		4			○	○	○			
		国際特別演習		4			○	○	○			
		国際表現演習		4			○	○	○			
		経営学プロジェクト		2			○	○	○			
必修	学部共通科目群	必修科目	経営学への招待I	4			○	○	○	○	必修8単位	
			経営学への招待II	4			○	○	○	○		
選択必修	学部共通科目	マーケティング論基礎		2			○	○	○	科	選択必修8単位以上	

				初級会計学原理	2				○	○	○	科	
				民法（総則）	2				○	○	○	科	
				経営における心理学	2				○	○	○		
				経営情報論	2				○	○	○		
				経済学基礎	2				○	○	○	科	
				法律学基礎	2				○	○	○	科	
				哲学基礎	2				○	○	○	科	
選択必修	専攻科目群	経営・マーケティング専攻科目	経営学関連	経営管理論	2				○	○	○	科	自専攻から18単位以上
				経営戦略論	2				○	○	○	科	
				経営組織論	2				○	○	○		
				人的資源管理論	2				○	○	○		
				人事労務管理論	2				○	○	○		
				生産管理論	2				○	○	○		
				オペレーションズマネジメント	2				○	○	○		
				財務管理論	2				○	○	○	科	
				ファイナンス論	2				○	○	○		
				国際経営論	2				○	○	○		
				経営倫理	2				○	○	○	科	
				経営行動論	2					○	○		
				現代企業論	2					○	○	科	
				中小企業論	2					○	○		
				ベンチャー企業論	2					○	○		
				多国籍企業論	2					○	○		
				CSR経営論	2					○	○		
				経営史	2					○	○		
ビッグビジネス論	2					○	○						

	マーケティング	マーケティング論	2				○	○	○	科
	関連	流通システム基礎	2				○	○	○	科
		流通システム	2				○	○	○	科
		サービスマーケティング論	2					○	○	
		マーケティングリサーチ	2					○	○	
		消費者行動論	2					○	○	
		インターネットマーケティング基礎	2					○	○	
		インターネットマーケティング	2					○	○	
	会計学	初級簿記演習	4				○	○	○	○
	関連	商業簿記演習	4				○	○	○	○
		工業簿記演習	4				○	○	○	○
		初級簿記	2					○	○	○
		中級簿記	2					○	○	○
		中級会計学原理	2					○	○	○
		工業簿記	2					○	○	○
		原価計算論	2					○	○	○
		管理会計論	2					○	○	○
		コスト・マネジメント論	2						○	○
		財務諸表論	2						○	○
		経営分析論	2						○	○
		監査論	2						○	○
		国際会計論	2						○	○

選択必修	法務専攻科目	民法（物権法）	2				○	○	○	科	自専攻から18単位以上	
		民法（債権法総論）	2				○	○	○	科		
		民法（債権法各論）	2				○	○	○	科		
		商法	2				○	○	○	科		
		会社法基礎	2				○	○	○			
		知的財産法	2				○	○	○			
		社会保障法	2				○	○	○			
		行政法	2				○	○	○			
		刑法	2				○	○	○			
		企業法務	2						○	○		
		会社法	2						○	○		科
		手形・小切手法	2						○	○		
		国際法	2						○	○		科
		税法総論	2						○	○		
		税法各論	2						○	○		
金融法	2						○	○				
労働関連法	2						○	○				
選択必修	ビジネス心理専攻科目	社会調査法1	2				○	○	○	○	自専攻から18単位以上	
		社会調査法2	2				○	○	○	○		
		心理データ解析基礎	2				○	○	○			
		心理データ解析	2				○	○	○			
		心理統計学基礎	2				○	○	○			
		コミュニケーションの心理学	2				○	○	○			
		ビジネスの社会心理学	2				○	○	○			
		ビジネス心理実	4						○	○		

			ズ・リサーチ							
			アルゴリズムと データ構造	2				○	○	
			アルゴリズムと データ構造演習	2				○	○	
			機械学習	2				○	○	
			インターネット ビジネス	2				○	○	
			デジタルマネジ メント	2				○	○	
			マルチメディア	2				○	○	
			情報と職業	2				○	○	

※ 教職欄は、教職課程に関する科目であり、「職」は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」、「独」は「大学が独自に設定する科目」、「科」は「教科及び教科の指導法に関する科目」である。